

○玉名市附属機関の設置等に関する条例

平成27年3月31日

条例第2号

改正 平成27年7月7日条例第25号

平成27年9月30日条例第34号

平成27年12月28日条例第44号

平成28年3月31日条例第9号

平成28年9月30日条例第32号

平成28年9月30日条例第33号

平成29年3月31日条例第4号

平成29年3月31日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

(所掌事務)

第3条 別表附属機関の欄に掲げる附属機関は、それぞれ同表所掌事項の欄に掲げる事項について、それぞれ同表事務の内容の欄に掲げる事務を所掌する。

(組織)

第4条 附属機関の委員の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員の構成の欄に掲げる者のうちから、それぞれ同表執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、別表委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(玉名市特別職報酬等審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 玉名市特別職報酬等審議会条例 (平成17年条例第43号)
 - (2) 玉名市農村地域工業等導入促進審議会条例 (平成17年条例第114号)
 - (3) 玉名市農業振興地域整備促進協議会条例 (平成17年条例第116号)
 - (4) 玉名市下水道事業審議会条例 (平成17年条例第151号)
 - (5) 玉名市総合計画策定審議会条例 (平成18年条例第2号)
 - (6) 玉名市情報化推進計画策定審議会条例 (平成19年条例第27号)
 - (7) 玉名市新しい学校づくり委員会条例 (平成24年条例第34号)
 - (8) 玉名市教育委員会外部評価委員会条例 (平成25年条例第6号)
 - (9) 玉名市文化振興基本計画策定委員会条例 (平成25年条例第7号)
 - (10) 玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会条例 (平成26年条例第1号)
 - (11) 玉名市都市再生整備計画事業評価委員会条例 (平成26年条例第4号)
 - (12) 玉名市景観計画策定委員会条例 (平成26年条例第5号)
 - (13) 玉名市教育振興基本計画策定委員会条例 (平成26年条例第6号)
 - (14) 玉名市サッカー場建設検討委員会条例 (平成26年条例第7号)
 - (15) 玉名市静光園老人ホーム民営化検討委員会条例 (平成26年条例第44号)
- (経過措置)

3 この条例の施行の際現に玉名市教育委員会の教育長の職にある者が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (平成26年法律第76号) 附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により玉名市教育委員会の委員として在職する間における別表の規定の適用については、同表市長の部玉名市特別職報酬等審議会の項中「、副市長及び教育長」とあるのは、「及び副市長」とする。

4 この条例の施行の際現に次に掲げる附属機関の委員にある者は、それぞれこの条例の規定により設置された附属機関の委員として委嘱され、又は任命された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、当該委員の残任期間とする。

- (1) 玉名市静光園老人ホーム民営化検討委員会
- (2) 玉名市農村地域工業等導入促進審議会
- (3) 玉名市農業振興地域整備促進協議会
- (4) 玉名市都市再生整備計画事業評価委員会
- (5) 玉名市景観計画策定委員会
- (6) 玉名市新しい学校づくり委員会

(委員の任期の特例)

5 この条例の施行後、玉名市下水道事業審議会の委員として最初に委嘱され、又は任命される者の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月3

1日までとする。

附 則（平成27年7月7日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月30日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日条例第44号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表市長の部玉名市特別職報酬等審議会の項の次に1項を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第63号を第64号とし、第56号から第62号までを1号ずつ繰り下げ、第55号の次に次の1号を加える。

(56)	玉名市歌検討委員会委員	日	5,800	
------	-------------	---	-------	--

附 則（平成28年3月31日条例第9号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年9月30日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第4号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第5号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条—第5条関係）

（平27条例25・平27条例34・平27条例44・平28条例9・平28条例32・平28条例33・平29条例4・平29条例5・一部改正）

執行機関	附属機関	所掌事項	事務の内容	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	玉名市補助	(1) 補助金等	審議	10人以上	(1) 学識経	当該委嘱

金等見直し 検討委員会	の見直しに関する こと。		内	験を有する者 (2) その他 市長が適当と 認める者	又は任命 に係る所 掌事務が 終了する までの期 間
玉名市特別 職報酬等審 議会	(1) 議員報酬 及び政務活動費 の額並びに市 長、副市長及び 教育長の給料の 額に関するこ と。	審議	7人以内	(1) 本市の 区域内の公共 的団体等の代 表者その他住 民	当該委嘱 又は任命 に係る所 掌事務が 終了する までの期 間
玉名市歌選 考委員会	(1) 玉名市歌 の歌詞及び曲の 選考に関するこ と。 (2) その他玉 名市歌の選考に 関し市長が必要 と認める事項に 関すること。	審議	10人以 内	(1) 専門的 知識を有する 者 (2) その他 市長が適当と 認める者	当該委嘱 又は任命 に係る所 掌事務が 終了する までの期 間
玉名市防災 行政無線施 設整備工事 業者選定委 員会	(1) 防災行政 無線施設整備工 事業者の選定に 関すること。	審査	7人以内	(1) 学識経 験を有する者 (2) 関係行 政機関の職員 (3) 副市長 (4) 市長が 指名する職員 (5) その他 市長が適当と 認める者	当該委嘱 又は任命 に係る所 掌事務が 終了する までの期 間
玉名市総合 計画策定審 議会	(1) 玉名市総 合計画の策定に 関すること。	審議	25人以 内	(1) 市議会 議員 (2) 学識経	2年

				験を有する者 (3) その他 市長が適当と 認める者	
玉名市行政 改革推進懇 話会	(1) 玉名市行政改革大綱の策定及び推進に関すること。 (2) その他行政改革に関し市長が必要と認める事項に関すること。	審議	8人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が適当と認める者	当該委嘱又は任命に係る所掌事務が終了するまでの期間
玉名市自治基本条例推進委員会	(1) 玉名市自治基本条例の推進に関すること。 (2) 玉名市自治基本条例の推進の検証に関すること。 (3) 玉名市自治基本条例の見直しに関すること。	審議	10人以内	(1) 市議員 (2) 学識経験を有する者 (3) その他市長が適当と認める者	2年
玉名市行政事務外部評価委員会	(1) 市が実施する事務事業についての外部評価に関すること。	審査及び審議	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募による者 (3) その他市長が適当と認める者	2年
玉名市総合戦略審議会	(1) 玉名市人口ビジョンの策定に関するこ	調査、審査及び審議	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他	2年

	と。 (2) 玉名市総合戦略の策定及び検証に関すること。			市長が適当と認める者	
玉名市地域公共交通会議	(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。 (2) 地域公共交通総合連携計画及び生活交通確保維持改善計画の策定及び変更に関すること。 (3) 地域公共交通総合連携計画及び生活交通確保維持改善計画の実施に係る連絡調整に関すること。 (4) 地域公共交通総合連携計画及び生活交通確保維持改善計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 (5) 市の総合的な交通施策に関すること。 (6) 市運営有	審議	20人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 住民又は利用者の代表者 (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者 (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者 (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者 (6) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者 (7) 玉名警察署長又はそ	2年

	償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。 (7) その他地域公共交通に関し市長が必要と認める事項に関すること。			の指名する者 (8) 道路管理者 (9) 市長が指名する職員 (10) その他市長が適当と認める者	
玉名市玉名圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会	(1) 玉名圏域定住自立圏共生ビジョンの策定及び変更に関すること。 (2) その他玉名圏域定住自立圏共生ビジョンに関し市長が必要と認める事項に関すること。	審議	21人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係する機関及び団体の代表者 (3) その他市長が適当と認める者	2年
玉名市普通財産評価委員会	(1) 未利用市有財産の売払い又は貸付けの価格の評価に関すること。 (2) その他未利用市有財産の利活用に関し市長が必要と認める事項に関すること。	調査及び審議	5人以内	(1) 宅地建物取引士の資格を有する者 (2) その他市長が適当と認める者	2年
玉名市情報化推進計画策定審議会	(1) 玉名市情報化推進計画の策定に関すること。	審議	20人以内	(1) 市議会議員 (2) 学識経験を有する者	1年

				(3) 関係する機関及び団体の代表者 (4) その他市長が適当と認める者	
玉名市有償 運送運営協 議会	(1) 自家用有償旅客運送の登録を申請する場合における当該運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。 (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関すること。 (3) その他自家用有償旅客運送に関し市長が必要と認める事項に関すること。	審議	12人以 内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民又は自家用有償旅客運送の利用が想定される者 (3) 市を営業区域に含むバス事業者、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者 (4) 前号の事業者が組織する団体の代表者が指名する者 (5) 九州運輸局長若しくは熊本運輸支局長又はその指名する職員 (6) 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団	2年

					<p>体の代表者が指名する者</p> <p>(7) 市において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者</p> <p>(8) 市長が指名する職員</p> <p>(9) その他市長が適当と認める者</p>	
玉名市地域福祉計画策定委員会	(1) 玉名市地域福祉計画の策定に関すること。	審議	17人以内	<p>(1) 市議会議員</p> <p>(2) 学識経験を有する者</p> <p>(3) 関係する機関及び団体の代表者</p> <p>(4) その他市長が適当と認める者</p>	当該委嘱又は任命に係る所掌事務が終了するまでの期間	
玉名市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会	(1) 玉名市障害者計画及び障害福祉計画の策定に関すること。	審議	15人以内	<p>(1) 市議会議員</p> <p>(2) 学識経験を有する者</p> <p>(3) 関係する機関及び団体の代表者</p> <p>(4) その他</p>	当該委嘱又は任命に係る所掌事務が終了するまでの期間	

				市長が適当と認める者	
玉名市災害弔慰金等支給審査会	<p>(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関すること。</p> <p>(2) その他災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し市長が必要と認める事項に関すること。</p>	調査及び審議	5人以内	<p>(1) 専門的知識を有する者</p> <p>(2) 医師</p> <p>(3) その他市長が適当と認める者</p>	2年
玉名市高齢者福祉及び介護保険運営協議会	<p>(1) 玉名市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関すること。</p> <p>(2) 玉名市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の推進、進捗状況の確認等に関すること。</p> <p>(3) 玉名市地域包括支援センターの運営に関すること。</p> <p>(4) 地域密着型サービスの指定及び運営に関すること。</p> <p>(5) その他高齢者福祉及び介護保険事業に関</p>	審議	20人以内	<p>(1) 市議会議員</p> <p>(2) 学識経験を有する者</p> <p>(3) 住民の代表者</p> <p>(4) 保健、医療及び福祉に係る団体の代表者</p> <p>(5) 関係行政機関の職員</p> <p>(6) その他市長が適当と認める者</p>	3年

	し市長が必要と認める事項に関すること。				
玉名市健康づくり推進協議会	<p>(1) 市民の健康づくりに関する総合的な施策の推進に関すること。</p> <p>(2) 市民、各種団体、関係機関等との連携及び協働による各種保健事業の推進に関すること。</p> <p>(3) その他健康づくりに関し市長が必要と認める事項に関すること。</p>	審議	20人以内	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 保健及び医療に係る団体の代表者</p> <p>(3) 関係する機関及び団体の代表者</p> <p>(4) 関係行政機関の職員</p>	2年
玉名市予防接種健康被害調査委員会	<p>(1) 予防接種を受けたことに起因する疾病、障害又は死亡（以下「健康被害」という。）に関すること。</p> <p>(2) 健康被害を受けた者に対する措置に関すること。</p> <p>(3) その他健康被害に関し市長が必要と認める事項に関する</p>	調査	6人以内	<p>(1) 市長</p> <p>(2) 有明保健所長</p> <p>(3) 玉名郡市医師会の代表者</p>	3年

	こと。				
玉名市歯科保健推進検討委員会	<p>(1) 地域における歯科保健サービスの推進に関すること。</p> <p>(2) 歯科保健医療分野における、保健、医療、福祉及び教育に関係する者等の連携に関すること。</p> <p>(3) その他歯科保健に関し市長が必要と認める事項に関すること。</p>	審議	10人以内	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 地域歯科保健団体の代表者</p> <p>(3) 保健衛生団体の代表者</p> <p>(4) 社会福祉団体の代表者</p> <p>(5) 教育関係団体の代表者</p> <p>(6) その他市長が適当と認める者</p>	2年
玉名市食育推進連携会議	<p>(1) 玉名市食育推進計画の推進に関すること。</p> <p>(2) 玉名市食育推進計画の評価及び見直しに関すること。</p> <p>(3) その他食育の推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。</p>	審査及び審議	25人以内	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 食育の推進に関係する機関及び団体の代表者</p> <p>(3) その他市長が適当と認める者</p>	2年
玉名市立保育所運営法人選定委員会	<p>(1) 玉名市立保育所運営法人の選定に関すること。</p>	審査	8人以内	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 関係する機関及び団</p>	当該委嘱又は任命に係る所掌事務が

				体の代表者 (3) その他 市長が適当と 認める者	終了する までの期 間
玉名市公立 保育所の在 り方検討委 員会	(1) 玉名市公 立保育所の今後 の役割に関する こと。 (2) 玉名市公 立保育所の民営 化に関するこ と。 (3) その他玉 名市公立保育所 の在り方に関し 市長が必要と認 める事項に関する こと。	審議	10人以 内	(1) 学識経 験を有する者 (2) 関係す る機関及び団 体の代表者 (3) その他 市長が適当と 認める者	当該委嘱 又は任命 に係る所 掌事務が 終了する までの期 間
玉名市農村 地域工業等 導入促進審 議会	(1) 農村地域 工業等導入実施 計画の策定及び 変更に関するこ と。 (2) 農村地域 工業等導入実施 計画に基づく実 施に関するこ と。 (3) その他農 村地域工業等導 入促進に関し市 長が必要と認め る事項に関する こと。	調査及び 審議	22人以 内	(1) 市議会 議員 (2) 農業委 員会委員 (3) 学識経 験を有する者 (4) 農業協 同組合、土地 改良区及び農 業団体の代表 者 (5) 漁業協 同組合の代表 者 (6) 商工業 団体の代表者	2年
玉名市農業	(1) 農業振興	調査及び	23人以	(1) 市議会	2年

振興地域整備促進協議会	<p>地域整備計画の策定及び変更に関すること。</p> <p>(2) 農業振興地域整備計画に基づく事業の実施に関すること。</p> <p>(3) その他農業振興地域の整備に関し市長が必要と認める事項に関すること。</p>	審議	内	<p>議員</p> <p>(2) 農業委員会委員</p> <p>(3) 学識経験を有する者</p> <p>(4) 農業協同組合、土地改良区及び農業団体の代表者</p>	
玉名市人・農地プラン検討委員会	<p>(1) 人・農地プランの作成のための検討に関すること。</p> <p>(2) 人・農地プランの審査に関すること。</p> <p>(3) その他人・農地プランに関し市長が必要と認める事項に関すること。</p>	審査及び審議	20人以上	<p>(1) 農業委員会委員</p> <p>(2) 農業協同組合の代表者</p> <p>(3) 土地改良区の代表者</p> <p>(4) 大規模農業個別経営者</p> <p>(5) 農業法人経営者</p> <p>(6) 集落営農組織の代表者</p>	1年
玉名市6次産業活性化委員会	<p>(1) 6次産業活性化推進のための施策の検討に関すること。</p> <p>(2) 6次産業に係る調査及び</p>	調査、審査及び審議	10人以上	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 専門的知識を有する者</p> <p>(3) 農林水</p>	1年

	<p>助言に関するこ と。</p> <p>(3) 6次産業 推進事業補助金 に係る申請の審 査に関するこ と。</p> <p>(4) その他6 次産業の活性化 に関し市長が必 要と認める事項 に関すること。</p>			<p>産業に従事す る者</p> <p>(4) 商工業 に従事する者</p> <p>(5) その他 市長が適当と 認める者</p>	
玉名市土地 改良事業換 地委員会	<p>(1) 換地計画 に関すること。</p> <p>(2) 一時利用 地の指定に関す ること。</p> <p>(3) 従前地及 び換地の評定に 関すること。</p> <p>(4) 建物、立 木その他の物件 の評定に関する こと。</p> <p>(5) 所有権そ の他権利の評定 に関すること。</p> <p>(6) その他土 地改良事業に係 る換地に関し市 長が必要と認め る事項に関する こと。</p>	調査及び 審議	22人以 内	<p>(1) 学識経 験を有する者</p> <p>(2) 土地改 良事業に係る 事業参加者</p>	当該委嘱 又は任命 に係る所 掌事務が 終了する までの期 間
玉名市都市 再生整備計	<p>(1) 都市再生 整備計画により</p>	審査及び 審議	4人以内	<p>(1) 学識経 験を有する者</p>	当該委嘱 又は任命

	画事業評価委員会	<p>実施された事業の事後評価に関すること。</p> <p>(2) 今後のまちづくり方策等に関すること。</p> <p>(3) その他都市再生整備計画事業に関し市長が必要と認める事項に関すること。</p>			<p>(2) 都市計画及びまちづくりに識見を有する者</p> <p>(3) その他市長が適当と認める者</p>	<p>に係る所掌事務が終了するまでの期間</p>
	玉名市合併処理浄化槽事業審議会	<p>(1) 合併処理浄化槽事業に係る使用料、分担金又は補助金及び運営等に関し必要な事項に関すること。</p>	審議	16人以内	<p>(1) 市議員</p> <p>(2) 学識経験を有する者</p> <p>(3) 合併処理浄化槽事業を実施する地域の代表者</p> <p>(4) 公共的団体等の代表者</p> <p>(5) その他市長が適当と認める者</p>	2年
教育委員会	玉名市教育委員会外部評価委員会	<p>(1) 教育委員会が実施する事務及び事業の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関すること。</p>	審査	5人以内	<p>(1) 教育に関し学識経験を有する者</p>	2年
	玉名市教育振興基本計画	<p>(1) 教育振興基本計画の策定</p>	調査及び審議	10人以内	<p>(1) 学識経験を有する者</p>	当該委嘱又は任命

画策定委員会	<p>業務の内容の調査及び研究に関すること。</p> <p>(2) 教育振興基本計画の内容の検討に関すること。</p> <p>(3) その他教育振興基本計画の策定に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。</p>			<p>(2) 学校関係者</p> <p>(3) 社会教育関係者</p> <p>(4) その他教育委員会が適当と認める者</p>	<p>に係る所掌事務が終了するまでの期間</p>
玉名市学校規模適正化審議会	<p>(1) 市立学校の適正規模に関し必要な事項に関すること。</p>	審議	20人以上	<p>(1) 市議員</p> <p>(2) 学識経験を有する者</p> <p>(3) 関係する機関及び団体の代表者</p> <p>(4) その他教育委員会が適当と認める者</p>	<p>当該委嘱又は任命に係る所掌事務が終了するまでの期間</p>
玉名市新しい学校づくり委員会	<p>(1) 新設校の校名、校章、校歌、制服等に関すること。</p> <p>(2) 新設校のPTAの組織及び運営に関すること。</p> <p>(3) 新設校の通学の手段及び安全確保に関すること。</p>	調査及び審議	31人以上	<p>(1) 行政区の代表者</p> <p>(2) 児童又は生徒の保護者の代表者</p> <p>(3) 地域の代表者</p> <p>(4) 学校職員</p> <p>(5) その他教育委員会が</p>	<p>当該委嘱又は任命に係る所掌事務が終了するまでの期間</p>

	<p>ること。</p> <p>(4) 新設校の教育課程及び学校行事に関すること。</p> <p>(5) 新設校又は対象校（学校再編により閉校となる学校をいう。以下同じ。）の施設の整備並びに設備及び備品に関すること。</p> <p>(6) 対象校の歴史資料等の保存及び行事等の継承に関すること。</p> <p>(7) 対象校の跡地利用に関すること。</p> <p>(8) その他新設校又は対象校に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。</p>			<p>相当と認める者</p>	
玉名市教育支援委員会	<p>(1) 教育上特別な取扱いを要する児童生徒の心身の故障の種類、程度等の判断についての調査及び審議に関すること。</p>	調査及び審議	30人以上	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 医師</p> <p>(3) 児童相談員</p> <p>(4) 保健師</p> <p>(5) 小中学校の校長及び</p>	1年

	(2) 教育上特別な取扱いを要する児童生徒に係る就学指導及び教育相談に関すること。			教員 (6) 教育委員会事務局の職員	
玉名市育英奨学生選考委員会	(1) 育英奨学金の給付を受ける者の選考に関すること。	審査	7人	(1) 市議会議長 (2) 市議会文教厚生委員長 (3) 中学校長 (4) 副市長 (5) 総務部長 (6) 教育長 (7) 教育部長	1年
玉名市玉名中央学校給食センター運営委員会	(1) 学校給食に関する重要な事項に関すること。	審議	33人	(1) PTA会長 (2) 有明保健所の代表者 (3) 小中学校の校長	1年
玉名市岱明学校給食センター運営委員会	(1) 学校給食に関する重要な事項に関すること。	審議	11人	(1) PTA会長 (2) 有明保健所の代表者 (3) 小中学校の校長	1年
玉名市天水学校給食センター運営委員会	(1) 学校給食に関する重要な事項に関すること。	審議	9人	(1) PTA会長 (2) 有明保健所の代表者 (3) 小中学校の校長	1年
玉名市青少	(1) 青少年セ	審議	13人以上	(1) 学識経	2年

	年センター 運営協議会	ンターの運営及び活動に関する こと。 (2) 青少年センターが行う事業の推進及び進捗状況の確認に関すること。		内	験を有する者 (2) 青少年に 関係する機関 又は団体の代 表者	
	玉名市文化 振興基本計 画策定委員 会	(1) 玉名市文化振興基本計画の策定業務の内容の調査及び研究に関すること。 (2) 玉名市文化振興基本計画の内容の検討に関すること。 (3) その他玉名市文化振興基本計画の策定に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。	調査及び 審議	15人以 内	(1) 学識経 験を有する者 (2) 関係行 政機関の職員 (3) その他 教育委員会が 適当と認める 者	2年
公営企 業管理 者の権 限を行 う市長	玉名市水道 事業評価委 員会	(1) 水道施設整備事業の事前評価に関すること。 (2) 水道施設整備事業の再評価に関すること。 (3) その他水道施設整備事業	審査	5人以内	(1) 学識経 験を有する者 (2) 水道使 用者 (3) その他 市長が適当と 認める者	委嘱を受 けた日の 属する年 度の末日 までの期 間

		<p>に 関 し 市 長 が 必 要 と 認 め る 事 項 に 関 す る こ と。</p>				
<p>玉 名 市 上 下 水 道 事 業 審 議 会</p>	<p>(1) 次に掲げる事業に係る使用料、負担金、分担金又は補助金及び運営等に関し必要な事項に関すること。 ア 水道事業 イ 公共下水道事業 ウ 農業集落排水事業 エ その他上下水道事業に関する事業</p>	<p>審 議</p>	<p>1 6 人 以 内</p>	<p>(1) 市議会議員 (2) 学識経験を有する者 (3) 上下水道事業を実施する地域の代表者 (4) 公共的団体等の代表者 (5) その他市長が適当と認める者</p>	<p>2 年</p>	